

令和5年度国保事業費納付金・標準保険料率の算定方針の項目
「過年度調整(納付金の過多)」の記載内容の変更について

現行の「過年度調整(納付金の過多)」の記載内容

令和3年度決算剰余金として生じた額のうち、国庫負担金等返還金、令和4年度国保事業費納付金の減算額及び財政安定化基金積立予定額（令和2年度決算剰余金）に充てる額を控除した額を全額納付金の減算に活用する。

上記については、令和4年度第1回県国保連携会議及び運営協議会で諮って承認されたものであり、この方針に沿って計算した結果は以下のようになった。（今後、金額の修正の可能性あり。）

過年度調整(納付金の過多)の算出

令和3年度決算剰余金	約176億12百万円…①
国庫負担金等返還金（令和4年度に返還）	約72億27百万円…②
令和4年度納付金の減算額	約62億25百万円…③
財政安定化基金積立予定額（令和2年度決算剰余金）	約31億15百万円…④
→令和5年度の納付金減算額（納付金の過多）	約10億45百万円…①-②-③-④

今回、別添「資料1-1」の1及び2の内容を踏まえて「過年度調整(納付金の過多)」の記載内容を以下のとおり変更することとしたい。

令和3年度決算剰余金として生じた額のうち、国庫負担金等返還金、令和4年度国保事業費納付金の減算額、**県国保特別会計の收支不足等に充当する額**及び財政安定化基金積立予定額（令和2年度決算剰余金）に充てる額を控除した額を全額納付金の減算に活用する。